

令和3年度 鉱山保安監督のガイドラインの要点

令和3年3月

経済産業省北海道産業保安監督部

第13次鉱業労働災害防止計画の4年目にあたり、これまでの鉱山保安マネジメントシステムの有効性の向上及び導入・運用の深化を図るための支援を重点的かつ継続的に実施するほか、近年の豪雨、大型台風の発生などに鑑み、災害想定の見直しによる対策の強化について監督・指導を行う。

1. 災害及び鉱害を撲滅させる目標として

指標1：死亡災害ゼロ

指標2：重篤な災害、軽傷の災害共にゼロ

指標3：鉱害の発生ゼロ

2. 鉱山保安監督の重点項目

(1) 鉱山保安マネジメントシステムの有効化の促進

(2) 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの運用の深化

(3) 自主保安の推進と安全文化の醸成

鉱業権者、鉱山労働者各自が自ら保安確保の一翼を担うものとして自主保安の徹底を図らせる。

(4) 災害防止対策として監督・指導する事項

従前の個別の対策を大括り化して各鉱山の現場における危害・鉱害の発生の可能性に応じて対応させる。また、新規就労、若年者への保安教育の充実を図るほか、定年の延長、雇用期間の延長に鑑み、高齢労働者に配慮した災害の防止策を推進させる。

(5) 鉱害の防止

各種公害規制基準の遵守を行わせると共に近年の自然災害発生等の緊急時においても、十分な対応が図られるようレジリエンス強化を実施させる。

(6) 基盤的な保安対策

残壁の崩壊防止、規則改正に伴う粉じん防止対策の実施、ドローン等新技術の活用、高濃度PCB含有電気工作物の確実な処理、外国人研修生に配慮した災害防止対策を実施させる。

(7) 現場保安力の向上

3. 鉱山保安監督の進め方

監督の実施に当たっては、自主保安の徹底を基本とし、鉱山保安法令、保安規程等に基づく各遵守事項の監査に重点を置く。